

町のうごき

| | |
|--------|--------|
| 本籍数 | 4,136 |
| 本籍人口 | 14,235 |
| 世帯数 | 2,824 |
| 住民登録人口 | 13,353 |
| 内 男 | 6,627 |
| 内 女 | 6,726 |

4月1日現在

広報 てんのう

No. 50

昭和43年

5月1日発行

発行・秋田県天王町役場 TEL(天王) 1. 42. 135
編集・企画室 印刷・一日市印刷所 TEL(一日市) 38



共同作業始まる

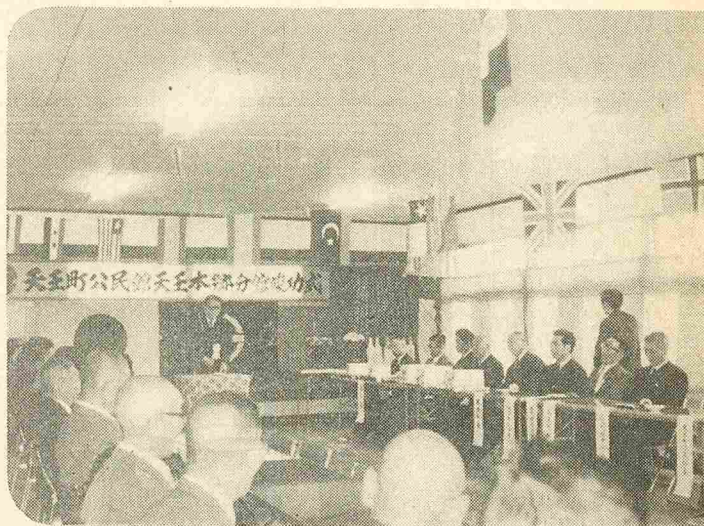
近代営農集団として町内農家の脚光を浴びている二田地区農業構造改善も、昨年度では場整備が完成し、今年度から新しい営農方式による農業が開始される。

大型機械の共同購入、共同利用によって生産性の増大、農業経費の節減、さらに労力不足の解消と稲作経営の三悪条件を一気に解決しようとするもので、新しい時代の新しい農業へ大きな一歩をふみだすことになる。

機械運営は百七十二戸(百六十八ヘクタール)で機械利用組合を設立し、組合はトラクター、動力防除機各四台を国の補助を受けて導入し、耕起、しろかきと防除について参加全面積を請負的耕作するものである。

作業の運営方法としては、四十ヘクタールずつにわかれて、四つの栽培区単位で機械を一セットずつ配属して行なうことにしている。

四月十四日にはトラクターが各栽培区に入り、四月十七日から本格的耕起作業も実施しているが、これによって稲作経営の三悪条件がどれほど解決されるか各農家の寄せる期待は大きい。



天王本郷分館完成

天王本郷分館がこのほど完成、去る4月17日盛大に落成式が行なわれた。本町では11番目の独立分館で、地域民の社会教育施設として町補助、県補助のほか地域民の理解ある協力でできたもの。今後はこの施設を中心に、天王本郷部落の活動がさらに活発に行なわれるものと思われる。

初の町政懇談会

天王町公民館と上戸分館は去る四月七日、上戸分館を会場に今年度初の町政懇談会を開いた。

当日は四十名の部落民が出席し、町長の施政方針に熱心に耳を傾け、農業問題、道路問題、教育問題、ごみ処理問題などに質疑をかわした。

町公民館では今年も各部落で開催する予定だが多くの人が出席してほしいと望んでいる。



5月の稲作づくりのポイント 田植えは温暖な日に

田植え時の注意

田植えの適期は五月中旬です。苗しろ日数はだいたい三十日～四十日、本葉が五・〇～五・五葉を標準とします。田植えはできるだけ温暖な日が多く、三センチ以内の浅植えにします。栽培様式は並木植えがよく、坪当たり七十～八十株植えです。また、一株の苗数は二～三本とします。

役場異動

(四月一日)

【配置替え】▽町民課記録係長(建設課管理係)三浦利栄
▽企画室調査係(建設課管理係)成田忠
▽町民課町民係(企画室)安田美子

養豚経営調査の結果

粗収入は七万円強

昨年からの継続事業として豚、鶏の経営調査をしました。その結果は次のとおりでした。

◆繁殖経営(繁殖豚二頭)

【収入】▽子豚販売代金(四十六頭)十八万二千円
【支出】▽母豚の飼料代(二千三百四十キロ)八万六千八百八十五円
▽子豚の飼料代(八十キロ)五千六百六十四円
▽種付料(四回)一万円
▽衛生費(薬剤)四千五百二十円
▽償却費(粗収入)七万二千八百三十一円

◆肉豚経営(肉豚二十四頭)

【収入】▽販売代金(二十四頭)三十二万三千八百一十一円
【支出】▽子豚代(八十四頭)九万六千六百六十四円
▽飼料代(十三万九千五百二十七円)
▽衛生費(薬剤)二千二百六十円
▽償却費(粗収入)七万三千二百四十四円

【講評】①子豚の生産および生産技術にすぐれている。②残薬利用によって飼料費が節減されている。

税金も消費税も
たばこは800万円
去年は

みなさんがたばこをのむと、間接に専売局から役場にはいる税金がたばこ消費税です。昨年一年間に町内の小売店が売ったたばこは四千六百二十二万本でその消費税は八百三十三万三千円でした。このような税収入によって町が台所がうるおい、いろいろな事業が行なわれていきます。たばこはぜひ町内の店で買ってください。

入植希望者は役場へ

八郎瀨中央干拓地入植者の第三次募集は、六月中旬ごろに公示される予定ですが、今回は百八十戸程度(昨年の約二倍)になる見込みです。入植を希望される方には、入植案内書をさしあげますから役場経済課においで下さい。

幼稚園

▽天王幼稚園(天王保育所)伊藤玲子▽同(任用)戸田静子
▽出戸幼稚園(任用)佐々木孝子

保育所

▽天王保育所(天王幼稚園)柴田トミエ▽穂丈谷地保育所(同)菅原トネ

秋田駅前開設

自衛官志願案内所
この度秋田駅前(食堂「クラブ路」)に自衛官志願案内所を開設し、自衛官に対する説明や自衛隊に関する広報資料の配布を行なっています。

自衛官募集

自衛官を募集しています。

本町の平和を守る自衛官。規律正しい生活、学習、訓練、スポーツですぐれた社会人として成長します。

身分・待遇 特別職の国家公務員で二士初任給

集会にはお互いに 決められた時間を まもりましょう

一か月たった一年生
入学当初の四月は、元気よく学校へ行ってたのに、五月にはいると、なにか気むずかしくなったり、家をでしぶったり、あるいは、休みたがりたりするお子さんはいませんか？

PTAの新役員

【天王中】▽会長 三浦兼男(再)▽副会長 京谷周太郎(再) 桜庭周光(再) 神谷正二(新) 【天王小】▽会長 安田鉄雄(再)▽副会長 三浦耕造(新) 桜庭慧子(再) 石橋作四郎 【出戸小】▽会長 加賀谷一郎(再)▽副会長 京谷銀治郎(再) 出口千代(新) 井川久一(新) 【東湖小】▽会長 柏崎佐一郎(再)▽副会長 加賀谷時雄(新) 柏崎イッ子(再) 京極浩(再) 【追分小】▽会長 渋谷克己(再)▽副会長 村野昭夫(再) 水沢幸(再) 相沢次郎(再)。



おしっこをもらしてしまったり、みんなからかわれたとか、みんなとちがった服装をしてい

は月一万六千円のはか、各種手当、賞与年三回、退職金もあ

衣、食、住は無 料。健康管理には 万全を期し、スポーツ、趣味、

各種専門技術の 免許をとる機会も

総務課が自衛隊秋田地方連絡部 にお問い合わせください。



教育長に渋谷氏

町教育長に四月四日付けで渋谷氏が決まりました。教育長は去る一月に吉田新祐氏が辞任して以来空白となっていたが、さきの三月定例町議会で渋谷氏の教育委員任命が満場

渋谷教育長の略歴

円助(しづや えんすけ)明治四十二年十月十二日生まれ、五十八歳。昭和五年秋田師範(現在の秋田大学)卒業後教職には入り昭和二十七年以後は下新城小、同中、日新中、飯田川小、羽城中の各校長を歴任。羽城中学校長を最後に三月いっばいで勇退した。現住所は天王町天王字二田二一九の一。

田植えは八百円

43年度の農業労賃

四十三年度の農業労賃が次のように決まりました。これは、関係機関と部落会長の協議のうえ決まったものです。各農家は部落、町内、他市町村のいずれからの雇用の場合でも、この協定労賃を固く守ってください。

(カゾコ内は昨年)

▽田植え 八百円(七百円)
▽苗取り 畑苗 折衷苗 八百円(七百円)
▽除草 手取り男女共七百円(六百五十円)
▽除草機男女共八百円(七百円)
▽しろかき 男千円(千円)、女八百円(六百五十円)
▽稲刈り 男女共八百円(七百円)、束刈りの場合は一束八百円(八百円)
▽田作業(型まわし、くろかき、稲かき、稲あげなど) 男千円(千円)
▽雑作業(主として畑作) 男八百円(八百円)、女七百円(六百円)
▽耕うん機(十アール当たり) 男千円(千円)、女八百円(六百円)
▽耕起整理田千四百円(千二百円)、耕起未整理田千五百円(千四百円)、しろかき整理

善意ありがとう

▼天王曲町の児玉敏信さん(二十一歳)は、このほど町社会福祉協議会へ「父多一郎不幸の際の香典返しです」と二万円を寄せられた。

▼大館農業改良普及所の照井利さん(四十八歳)前農業高等学園技師は「買物の際の際のつり銭をためたものです。町の社会福祉事業費の一部にしてください」とこのほど町社会福祉協議会へ一千五百八十五円を寄せられた。

3月30日現在選挙人名簿登録者数

| 投票区別 | 男 | 女 | 計 |
|------|-------|-------|-------|
| 天王 | 736 | 797 | 1,533 |
| 江川 | 290 | 296 | 686 |
| 塩口 | 269 | 301 | 570 |
| 羽立 | 339 | 364 | 703 |
| 大崎 | 318 | 362 | 680 |
| 二田第一 | 512 | 561 | 1,073 |
| 二田第二 | 368 | 378 | 746 |
| 出戸 | 378 | 429 | 807 |
| 追分 | 405 | 463 | 868 |
| 合計 | 3,615 | 3,951 | 7,566 |

選管だより

1 永久選挙人名簿制度により名簿の様式が有権者個人ごとのカードに変わりました。選挙管ではこの作業が完了し皆さんにいつでも見ていただけるように準備しておりましたので、皆さんの家族の方でもなく登録されているかどうかぜひ確認してください。

2 三月の登録時期を終え、新たに登録された有権者を含めた登録人員が別表のとおりと

田八百円(七百円)、しろかき未整理田九百円(七百五十円)
▽運搬(一日) 馬車二千四百円(二千四百円)、牛車二千円(二千円)、トラクター三千五百円(三千円)。

※他町村、他部落から雇用の場合の交通費は実費加算。

5日から5週間 児童福祉週間

児童はあすの社会のいない手であつてわたくしたちはその児童に将来を期待するところが大きいおそれです。今年には児童福祉法が施行されてから二十周年を迎えますので、これを記念していろいろな行事が行なわれますが五月五日からはじまる児童福祉週間において、児童福祉法に明示されている基本理念をさらに普及徹底するため

泣きねいりしていませんか

◆税金に不満のあるとき◆
「税務署から更正や決定を受けたが、その理由がよくわからない」とか「納税が遅れたため差し押えを受けたが、納税ができないうようなことがありませんか。こんなときはまず税務署にその理由をよく聞いてみるのが大切です。その理由に納得できないときは、税務署に「異議の申し立て」をすることができま

念をさらに普及徹底するため
の運動を行ないます。
○運動の重点事項
一、児童の生命尊重、人権尊重をはかる。
二、児童が、家庭で、正しい愛情と知識と技術によって育てられるよう啓発する。
三、地域における児童の育成に間する組織的活動の促進をはかる。
四、児童の健康増進をはかる。
五、心身に障害のある児童など保護を要する児童に適切な処置を行ない、暖かい愛情が注がれるように啓発する。

特別弔慰金の請求はお済みでしょうか。五月三十日で期限が過ぎます。該当者と思われる人は役場の民生係までおいでください。なお、引揚者特別交付金の申請をしてもらえない人も、至急民生係へおいでください。

心配ごと相談室

毎週月曜日です

今月は六日、十三日、二十日、二十七日の四回開かれます。悩みごと、心配ごとのある人は気軽に役場の町民室へおいでください。開設時間は、午前九時から午後三時までです。

◆審査請求◆
異議の申し立てに対する税務署の「決定」にもまだ納得できないときは、その決定の通知を受けた日から一ヶ月以内に書面で行なうことができます。

◆異議の申し立て◆
異議の申し立ては、更正や決定を受けた後、財産の差し押えを受けた場合で、納得できないときに、その通知を受けた日から一ヶ月以内に税務署に書面で行なうことができます。

◆異議の申し立て◆
異議の申し立ては、更正や決定を受けた後、財産の差し押えを受けた場合で、納得できないときに、その通知を受けた日から一ヶ月以内に税務署に書面で行なうことができます。

◆異議の申し立て◆
異議の申し立ては、更正や決定を受けた後、財産の差し押えを受けた場合で、納得できないときに、その通知を受けた日から一ヶ月以内に税務署に書面で行なうことができます。

1日1目標

| 月 | 日 | 目 | 標 |
|----|--------|---------|-----------|
| 5月 | 11日(土) | 酒のみ運転を | 追放しよう。 |
| | 12日(日) | 交通ルールを | 守る声をあげよう。 |
| | 13日(月) | 自転車を動かす | 乗車を整えよう。 |
| | 14日(火) | 安全な横断を | しよう。 |
| | 15日(水) | 安全な横断を | しよう。 |
| | 16日(木) | 安全な横断を | しよう。 |
| | 17日(金) | 安全な横断を | しよう。 |
| | 18日(土) | 安全な横断を | しよう。 |
| | 19日(日) | 安全な横断を | しよう。 |
| | 20日(月) | 安全な横断を | しよう。 |

春の交通安全運動

◆5月11日～5月20日

重点推進事項

- ▷酒のみ運転の追放
- ▷歩行者の安全な横断と自転車の正しい通行

